

千早赤阪村立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

千早赤阪村教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

# 1. 計画の趣旨・現状

## (1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童・生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領においてめざしている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、地方公務員法(昭和25年法律第261号)、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)並びに文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

千早赤阪村教育方針で掲げる「地域を愛し、国を愛し、国際社会に貢献する人」の実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。

千早赤阪村教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、千早赤阪村の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することをめざす。

## (2) 本村の現状

本村における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	16.7時間	2.3%	0%
中学校	17.3時間	0.5%	0%

時間外在校等時間が45時間を超える割合は、小学校が2.3%、中学校が0.5%となっている。学校が本来の教育機能を超えて、社会が抱える多様な課題の受け皿となり、教育以外の役割まで担っていることから業務の負担感が大きくなっている。「業務の3分類」をふまえ見直しを図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

なお、本村では、令和7年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として千早赤阪村立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(昭和41年千早赤阪村教育委員会規則第7号)第3条の2において勤務時間の上限を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んでいる。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

■本計画において達成をめざす目標は以下のとおり

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均30時間以内を維持する。
- ・1年間時間外在校等時間を360時間以下を維持する。

### (2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標(【 】内は令和6年度実績)

- ・年間の年次有給休暇の平均取得割合 70%以上を維持する。【85%】
- ・千早赤阪村教職員健診におけるストレスチェックを実施し、その受診率の向上を図る。【実施なし】
- ・教育職員が、児童・生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、いきいきと教育活動に取り組み、働きがいを実感できるようにする。

## 3. 計画の期間

- ・令和8年度～令和11年度

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

■本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む

### (1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### イ 学校以外が担うべき業務

##### ○登下校時の通学路における日常的な見守り活動(「3分類」①関係)

・現在行っている地域ボランティアによる見守り活動の充実を図るとともに、学校だよりを通じて、保護者や地域住民への啓発活動を継続していく。

##### ○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童・生徒が補導された時の対応(「3分類」②関係)

・放課後から夜間における校外の見回りについては、青色防犯パトロール隊などが行っている見回り活動に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないようにする。

・学校警察連絡協議会において、補導された児童・生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

##### ○保護者からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)

・「相談窓口」を設置するとともに、学校運営協議会の仕組みを活用して相談や協議を行う仕組みを作成し、学校長が一人で抱え込まないで済む体制づくりを行う。

・教育職員に対してもクレーム対応研修や記録の取り方を指導するなど、教育職員のメンタルヘルスを守る取り組みを進めていく。

#### ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

##### ○調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)

・校務支援システムの機能等を活用することによって、村から学校に発出される調査の回答にかかる事務負担を軽減する。

##### ○部活動(「3分類」③関係)

・部活動のあり方については、学校運営協議会で丁寧な協議を踏まえ、検討を進める。

## ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ○授業準備、学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

### ○支援が必要な児童・生徒、家庭への対応（「3分類」⑮⑯関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の派遣により、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携、協働した支援体制を構築する。

## (2) 学校における措置の推進

### ■学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。  
特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学校4年生以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うのものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・勤務時間外の音声自動対応機能を令和8年度中に全校に設置する。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

### ■教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に学校長による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務時間インターバルの確保に取り組む。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、引き続き長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、千早赤阪村のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童・生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本村で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については、本村で導入を予定しているストレスチェックや教職員アンケートの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。  
特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。  
各学校においては、学校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。